

所得の種類と所得金額の計算方法

所得割額の計算基礎は所得金額です。

所得金額は、所得の種類ごとに前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出します。

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
不動産所得	地代、家賃など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額
雑所得	公的年金	厚生年金や国民年金等の収入 * 障害者年金、遺族年金は含まない 収入金額 - 公的年金控除額 = 公的年金に係る雑所得の金額
	業務	講演料、原稿料、報酬、ネットオークションなどを利用した個人取引等の副収入 収入金額 - 必要経費 = 業務に係る雑所得金額
	その他	生命保険等に基づく個人年金等 上記以外のものによる収入 収入金額 - 必要経費 = その他に係る雑所得金額
総合譲渡	短期	車両や機械、骨とう品など（取得から5年以内のもの）を売買した時の収入 収入金額 - 資産の取得費などの経費 - 特別控除額（最大50万円） = 所得金額
	長期	車両や機械、骨とう品など（取得から5年を超えるもの）を売買した時の収入 収入金額 - 必要経費 - 特別控除（最大50万円） × 1 / 2 = 所得金額
一時所得	賞金、懸賞当選金、生命保険契約等に基づく一時金などの収入	

非課税所得について

次のような所得は、収入金額に係らず非課税とされていることから、個人住民税の課税対象とはなりません。

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給や年金
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤距離に応じ、一定の限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 災害支援金、災害見舞金
- ・ 児童手当、児童扶養手当

給与所得の計算方法

* 複数の会社から給与がある場合は、すべての給与収入を合計した金額が給与収入金額になります。

給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
円	円	0円	
550,999円まで			
551,000	1,618,999	給与等の収入金額の合計額から 550,000円 を控除した金額	
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円	
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	
1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って 千円未満の端数を切り捨て てください (算出額：A)	「A×2.4+100,000円」で求めた金額
1,800,000	3,599,999		「A×2.8-80,000円」で求めた金額
3,600,000	6,599,999		「A×3.2-440,000円」で求めた金額
6,600,000	8,499,999	「収入金額×0.9-1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額	

次の①または②に該当する場合は、「所得金額調整控除」を給与所得の金額から差し引きます。(詳しくは「所得金額調整控除」をご覧ください。)

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障がい者に該当する
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

計算例

「給与収入金額の合計額」が5,812,500円の場合の給与所得の金額

- ① $5,812,500円 \div 4 = 1,453,125円$
- ② 1,453,125円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000円 …… A
- ③ $1,453,000円 \times 3.2 - 440,000円 = \underline{4,209,600円}$ (給与所得金額)

公的年金等に係る雑所得の計算方法

1月1日現在で65歳「未満」の方			
公的年金の収入金額の合計額 A	公的年金等の雑所得「以外」の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円 まで	(A - 600,000円) 円	(A - 500,000円) 円	(A - 400,000円) 円
1,300,000円～ 4,099,999円	(A × 0.75 - 275,000円) 円	(A × 0.75 - 175,000円) 円	(A × 0.75 - 75,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A × 0.85 - 685,000円) 円	(A × 0.85 - 585,000円) 円	(A × 0.85 - 485,000円) 円
7,700,000円～ 9,999,999円	(A × 0.95 - 1,455,000円) 円	(A × 0.95 - 1,355,000円) 円	(A × 0.95 - 1,255,000円) 円
10,000,000円 以上	(A - 1,955,000円) 円	(A - 1,855,000円) 円	(A - 1,755,000円) 円

1月1日現在で65歳「以上」の方			
公的年金の収入金額の合計額 A	公的年金等の雑所得「以外」の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円 まで	(A - 1,100,000円) 円	(A - 1,000,000円) 円	(A - 900,000円) 円
3,300,000円～ 4,099,999円	(A × 0.75 - 275,000円) 円	(A × 0.75 - 175,000円) 円	(A × 0.75 - 75,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A × 0.85 - 685,000円) 円	(A × 0.85 - 585,000円) 円	(A × 0.85 - 485,000円) 円
7,700,000円～ 9,999,999円	(A × 0.95 - 1,455,000円) 円	(A × 0.95 - 1,355,000円) 円	(A × 0.95 - 1,255,000円) 円
10,000,000円 以上	(A - 1,955,000円) 円	(A - 1,855,000円) 円	(A - 1,755,000円) 円

計算例

1月1日現在で65歳未満の方で「公的年金の収入金額の合計額」が300万円であり、公的年金等に係る雑所得「以外」の合計所得金額が1,000万円以下である場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,000,000円 \times 0.75 - 275,000円 = \underline{1,975,000円} \quad (\text{1円未満の端数切捨て})$$

所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

① 対 象	給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・ 本人が特別障がい者に該当する ・ 年齢23歳未満の扶養親族がいる ・ 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
控除額	給与等の収入金額（ 1,000万円を超える場合は1,000万円 ）から 850万円を控除 した金額の 10% が控除されます。（ 15万円を限度 とする） 所得金額調整控除額 = （給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は 1,000万円） - 850万円） × 10%

② 対 象	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、 給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円 を超える場合
控除額	給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度） の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から 控除される。 所得金額調整控除額 = （給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超え る場合は10万円） + （公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合 は10万円） - 10万円 * ①も該当する場合は、①を控除した後の金額から控除します。

所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、納税義務者の実情に応じた税負担を求めするために、所得金額から差引くものです。

社会保険料控除

対象	前年中に申告者本人や生計を一にする配偶者や親族のために支払った社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金など） * 扶養している配偶者や親族の公的年金から介護保険料などの社会保険料が特別徴収（天引き）されている場合、その社会保険料の支払者は配偶者または親族の方となります。
控除額	支払った金額

小規模企業共済等掛金控除

対象	前年中に支払った次の掛金 ・小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く） ・心身障害者扶養共済掛金 ・確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金または企業型年金加入者掛金 * 申告者本人分のみが対象となります。 配偶者や扶養親族の分を合算して申告することはできません。
控除額	支払った金額

生命保険料控除

対象	前年中に申告者本人や生計を一にする配偶者、親族のために支払った生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合 (配当金や割戻金がある場合は差しひいた金額) * 全体の控除限度額 7 万円
----	--

契約の種類	控 除 額	
	一般・個人年金それぞれ計算	
旧契約 平成23年12 月31日以前 の契約	年間の支払保険料等	控除額
	15,000円以下	支払額全額
	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
契約の種類	控 除 額	
	一般・個人年金・介護医療それぞれ計算	
新契約 平成24年 1 月 1 日以後 の契約	年間の支払保険料等	控除額
	12,000円以下	支払額全額
	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
新契約と旧契約の保険料を合算して申告する場合、一般と個人年金の控除額はそれぞれ28,000円が上限		

地震保険料控除

対象	前年中に支払った地震保険料または旧長期損害保険料
----	--------------------------

地震保険料のみを支払った場合	支払った保険料×1/2 (控除限度額25,000円)
旧長期損害保険料のみを支払った場合 (限度額10,000円)	5,000円以下の場合 …… 支払額全額
	5,000円超15,000円以下の場合 …… 支払額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合 …… 10,000円
両方を支払った場合	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、上記算出方法で算出した両方の控除額の合計額 (限度額25,000円)

障害者控除

本人や同一生計配偶者及び扶養親族が障がい者である場合

障害者控除	ひとりにつき26万円 ・身体障害者手帳3～6級の方 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 ・療育手帳B判定の方
特別障害者控除	ひとりにつき30万円 ・身体障害者手帳1・2級の方 ・精神障害者福祉手帳1級の方 ・療育手帳A判定の方 * 同居特別障害者控除 53万円 控除対象配偶者または扶養親族が、 納税義務者または納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である場合

寡婦控除

1. 夫と死別した後婚姻をしていないまたは夫の生死が明らかでない方で、合計所得が500万円以下である。 2. 夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有し（前年の総所得金額が48万円以下に限る）、合計所得金額が500万円以下である。 *いずれも事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない場合	26万円
--	------

ひとり親控除

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻していない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の要件をすべて満たす方 ・合計所得金額が500万円以下である場合 ・総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない	30万円
---	------

勤労学生控除

本人が大学、高等学校などの学生や生徒などで、前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつ給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合	26万円
--	------

配偶者控除

申告者本人の**合計所得金額が1,000万円以下**で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が**48万円以下**で**事業専従者に該当しない場合**

		申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の年齢	一般控除対象配偶者 70歳未満	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 70歳以上	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

申告者本人の**合計所得金額が1000万円以下**で、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が**133万円以下**で**事業専従者でないもの**に限る。）

配偶者の合計所得金額	申告者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0	0	0

扶養控除

生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が48万円以下の場合に控除が適用される

扶養親族 区分	年齢・要件	控除額
一般	16～18歳、23～69歳	33万円
特定	19～22歳	45万円
老人	70歳以上	38万円
同居老親等	70歳以上の同居してる父母等 (申告者本人や配偶者の直系尊属に限る)	45万円

16歳未満の扶養親族がいる場合は、控除額が計算されなくとも住民税の計算に必ず必要ですので、「16歳未満の扶養親族欄」に必ず記入してください。

基礎控除

前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税者

申告者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円以上	なし

医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に 申告者本人や生計を一にする配偶者や、その他の親族のために支払った医療費が一定額を超えるときは、控除を受けられます。

*** 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません**

	必要書類・控除額
医療費控除	<p>申告者本人、又は申告者と生計を一にする配偶者や、その他の親族のために支払った医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の明細書の添付 (医療を受けた方の氏名、受診機関名称、金額を記載) <p>(支払った医療費の額－保険金等により補てんされた額) － (総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額)</p> <p>(限度額200万円)</p>
セルフメディケーション税制	<p>申告者本人、又は生計を一にする配偶者や、その他の親族のために特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品など)を購入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の明細書 ・ 以下のいずれかの取り組みを行ったことを明らかにする書類 <p>① 保険者(健康保険組合等)が実施する健康診査【人間ドッグ、各種健診等】</p> <p>② 市区町村が健康推進事業として行う健康診査</p> <p>③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】</p> <p>④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】</p> <p>⑤ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導</p> <p>⑥ 市区町村が健康推進事業として実施するがん検診</p> <p>※ 「一定の取り組み」に要した費用は控除の対象とはなりません</p> <p>(1年間の特定一般用医薬品等購入費の合計額) － (保険金などで補てんされる金額)－12,000円</p> <p>(限度額88,000円)</p>

雑損控除

申告者本人や生計を一にする配偶者、その他の親族に災害・盗難・横領などによる損失が生じた場合に控除される

損失金額 － 保険金などで補てんされる金額 = 差引損失額

- ① 差引損失額－総所得金額等×10%
- ② 差引損失額のうち災害関連支出額－5万円
- ※ ①と②のいずれか多い額

寄付金税額控除

次の基本控除額、特例控除額、申告特例控除額の合計額を所得割額から控除します。

【税額控除の対象寄付金】

- ・ 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
- ・ 北海道共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
- ・ 北海道や鹿追町が条例で指定した寄附金

* 住民税には、**国に対するもの**や**政党等寄附金特別控除等の制度はありません。**

控除額

（基本控除）

（次のいずれか低い金額－2千円）×10%（町6%、道4%）

- ① 「都道府県・市区町村に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」「都道府県、市区町村が条例で定める寄附金」の合計額
- ② 年間の総所得金額等の30%

（特例控除）＝ふるさと納税

「都道府県・市区町村に対する寄附金」（いわゆるふるさと納税）については、**2千円を超える場合に基本控除に加算**されます。

町民税：（対象寄附金の合計額－2千円）×特例控除率×5分の3

道民税：（対象寄附金の合計額－2千円）×特例控除率×5分の2

*** 調整控除後の所得割額の2割を限度**

住民税の課税所得金額－人的控除差調整額	特例控除率
1,950,000円まで	84.895%
1,950,001円から3,300,000円まで	79.79%
3,300,001円から6,950,000円まで	69.58%
6,950,001円から9,000,000円まで	66.517%
9,000,001円から18,000,000円まで	56.307%
18,000,001円から40,000,000円まで	49.16%
40,000,001円から	44.055%

(申告特例控除額) = ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告や住民税申告が不要な給与所得者や年金所得者でふるさと納税の寄附先の自治体にワンストップ特例申請書を提出することにより、確定申告等を行わなくても、個人住民税の所得割額から寄附金に係る税額控除を受けられる制度

(所得税における減額分に相当)

町民税：特例控除額（町民税分）× 申告特例控除の割合

道民税：特例控除額（道民税分）× 申告特例控除の割合

(町3/5、道2/5)

課税総所得金額－人的控除額	割合
1,950,000円まで	84.895分の5.105
1,950,001円から3,300,000円まで	79.79分の10.21
3,300,001円を超え6,950,000円まで	69.58分の20.42
6,950,001円を超え9,000,000円まで	66.517分の23.483
9,000,001円から	56.307分の33.693

特例申請が無効になる場合

- * 確定申告書の提出もしくは住民税申告を行ったとき
 - * 5団体を超過して寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出
 - * 課税市町村に申告特例通知書が送付されないとき
- (控除を受けるためには、確定申告書を提出して寄附金控除を受ける必要があります。)

** 個人住民税の寄附金税額控除額に1円未満の端数があるときは、1円に切り上げます。